

令和2年11月20日

学 生 各 位

教務・厚生委員会委員長
西 川 祐 司

公欠時にオンライン授業を受けた場合の出席の取扱いについて（通知）

本学授業科目の出席及び欠席の取扱いについては、学生生活のしおりに記載の「学生規程」、「授業科目の履修方法、試験、進級等取扱規程」等で定められています。

このたび、公欠時にオンライン授業を受けた場合の授業科目の出席の取扱いについて、以下のとおりお知らせしますので、正しく理解した上で、授業に臨んでください。

（現行）

大学側の都合等により学生を欠席させた場合は、次のとおり公欠として取扱うことが、教務・厚生委員会で決定しております。

- ・大学側の都合で授業が出来なかった場合は、公欠扱いとする。
- ・感染性（疑い含む）の病気で出席停止となった場合は、公欠扱いとする。
- ・公欠扱いの場合は、原則補習を行い、補習の形態は各授業科目担当教員に任せる。

（追記）

- ・公欠となった学生であっても、登校せず自宅でオンライン授業を受け、小テストの解答を提出した者については、出席として扱う。
- ・登校が必要な実習や授業に関しては、従来どおりの公欠制度を適用する。

（理由）

本年は、公欠となった学生が、自宅でオンライン授業を受け小テストの解答を提出している事例が報告されており、現行の取扱いに今回の追記をすることで公欠の意義、授業科目の出席の取扱いを整理します。

担当：学生支援課教務係